

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 千寿福祉会（せんじゅふくしかい）
所 在 地	岡山県 津山市 瓜生原326-1
電 話 番 号	0868-26-3118
代表者氏名	理事長 小林 和彦（こばやし かずひこ）
設立年月日	昭和 55 年 2 月 13 日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定通所介護事業所
	（平成30年4月1日指定 岡山県第3373800634号）
事業所の名称	障がい者支援施設 さやかなる苑
	通所介護事業
事業所の目的	介護保険法に基づく介護給付の決定を受けた利用者に対し、適切な共生型通所介護サービスを提供する
事業所の所在地	岡山県久米郡美咲町書副182-4
TEL	(0868) 64-7003
FAX	(0868) 64-2110
管理者氏名	頭士 奈生樹（ずし なおき）
サービス管理責任者	嶋田 和朗（しまだ かずあき）
	畑口 由紀子（はたぐち ゆきこ）
施設の運営方針について	指定共生型通所介護事業の適切な運営を確保し従業者が共生型通所介護の支給決定を受けた要介護状態にあるご利用者に対して、適切な共生型通所介護のサービスを提供する事を目的とする。また、関係市町村、保健・医療・福祉サービスと連携を図りそのご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行い、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために援助を行う。総合的なサービス提供に努めます。
開設年月日	平成30年 4月 1日
定員	生活介護事業：78名 施設入所支援事業：56名

3. 事業の実施地域

美咲町の一部（旧柵原町・中央町）、津山市の一部（旧津山市）、赤磐市の一部（旧吉井町）、美作市の一部（旧美作町・英田町）、勝央町、久米南町 ※通常の実施地域以外の利用希望者に対し、実施する場合もある。
--

4. 営業日とサービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日とする（ただし、利用日数が月の日数-8日に満たない場合は、営業日を変更しサービス提供を行う）
営業時間	午前8時から午後5時までとする
サービス提供時間	午前9時半から午後3時までとする

5. サービスに係る設備等の概要

(1) 施設・設備の概要

※当事業所では、次の施設・設備をご利用いただけます。これらは、厚生労働省が定める基準により、「通所介護」のサービス提供において設置が義務づけられている施設・整備です。利用については、特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	2室	機能訓練・作業（日中活動等）を行う部屋
浴室	2室	特殊浴槽・中間浴槽・一般浴槽あり
洗面所	2カ所	各棟廊下に2カ所ずつ
便所	10カ所	個室トイレ6カ所、男性用女性用共用トイレ4カ所
		天井走行式リフト付き6カ所
相談室	1室	談話の漏洩に配慮された構造
多目的室	5室	多種目的に利用できる部屋
非常災害設備等	—	自動火災報知設備
	—	消防機関へ通報する火災報知設備
	—	誘導灯及び誘導標識
	4台	パッケージ型消火設備
	22台	消火器具

6. 従業者の配置状況

(1) 職員の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「共生型通所介護」と「施設入所支援」を提供する者として下記の職種の従業者を配置しています。

《主な従業者の配置状況》

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（施設長）	1名	1名
2. サービス管理責任者	1.5名	2人以上
3. 医師	非常勤2名	必要数
4. 看護師	3名以上	※4. 5. 6の直接処遇職員が
5. 生活支援員	28名以上	22名以上（指定基準上）
6. 理学療法士・作業療法士・機能訓練指導員	1名以上	35名以上（配置加算上）
7. 事務員	1名	—
8. 栄養士	1名	1名以上
9. 調理員	4名	—

《その他、専門的な支援等に係る従業員の配置状況》

職 種	配置状況
1. 生活支援員等直接サービスの提供に係わる職員 生活支援員・看護師 理学療法士・作業療法士 機能訓練指導員	①当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制（2：1）でより質の高いサービスの提供に努めております。 ②当事業所は生活支援員として常勤で配置している職員内、35%の人が社会福祉士、精神保健福祉、介護福祉士又は公認心理士であり、専門的なサービス提供に努めております。
2. 看護師	当事業所では、常勤看護職員を2以上配置しております。
3. 理学療法士・作業療法士 機能訓練指導員	当事業所では、理学療法士・作業療法士・機能訓練指導員により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護給付費から給付されるサービス
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費を除き、9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等を市町村から代理受領する場合、利用者は、利用者負担分として、月額上限額内でサービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます。なお、介護給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、後に、9割が市町村から返還されるものです。介護負担割合証に記載された1～3割の割合に応じる。

《サービスの概要》

すべてのサービスは、「共生型通所介護計画」に基づいて行われます。この共生型通所介護計画は、利用者の自立生活を支援し、様々な目的や課題等を解決するのを目的として作成します。作成に当たって「居宅サービス計画」に沿ってサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で検討された後、利用者に同意をいただくものです。なお、「共生型通所介護計画」の写しは、利用者に交付いたします。

①創作的活動

ちぎり絵、手芸等の創作活動を支援します。

②リハビリテーション

利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

③余暇活動

カラオケ、風船バレー等のレクリエーションを実施します。

④必要な介助

排泄の介助のほか、事業所での活動を行うときに必要な介助を、利用者の希望及び心身等の状況に応じて行います。

⑤医療・福祉・生活等のご相談及び介護方法の指導

利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。(利用者の希望の時間を踏まえ、設定します。)

⑥食事の提供及び介助(ただし、食事の提供に要する費用は別途いただきます。)

食事の提供及び食事の介助をいたします。(毎日・12時00分～13時00分まで)

⑦入浴

入浴の介助又は清拭などを行います。利用者の希望及び心身等の状況に応じて、機械浴槽を使用して入浴することができます。(毎日・10時00分～14時00分)

⑧送迎

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。時間帯等は別途連絡します。

⑨生産的活動

利用者の障害特性をふまえた工夫をもって、生産的活動の機会を提供します。

生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。

〈サービス利用料金〉

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

【サービス利用料金(1回あたり)】

別記1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記のサービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

■高額障害福祉サービス等給付費により償還する制度

(1)新制度に対象となり市町村民税非課税世帯・生活保護の方が自己負担分について

償還される場合があります。市町村障害福祉担当課に高額障害福祉サービス等給付費の申請をおこなって下さい。

※下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供を希望される場合にはサービス利用説明書に記載する所定の料金をお支払いいただきます。なお、所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前にご説明いたします。

①特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- ・クラブ活動、レクリエーションの中でも個人的に使用する教材、物品など
- ・個人的な用件で使用するコピー、ファックス、電話に係る費用
(コピー1部：10円、FAX1回線：10円、電話：表示された料金)

②食事代

- ・食事の材料および調理等にかかる費用 1食あたり 480円

③その他必要な費用

- ・通所介護事業所でお過ごしいただく上で、利用者へ負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、負担いただきます。

※利用料金のお支払い方法

利用料金、費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法で期限内にお支払い下さい。（入退所で1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

中国銀行 津山東支店 普通口座 口座番号：1435718

社会福祉法人千寿福祉会障がい者支援施設さやかなる苑 理事長 小林 和彦

(シヤイクシホジ`ンセンジ`ユフクシカシヨウカ`イシヤエンシセツヤカナル) リジチヨウ コハ`ヤカス`ヒコ)

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条第6項参照）

○個人情報に関する取り扱いに関して、市町村役場などとの事務処理や、病院への入院時・受診時、他施設への入所希望があった時等、先方へ必要な情報提供を行う場合があります、利用者の個人的情報に触れることとなります。ただし、それ以外の目的での利用はいたしません。

○事業所は関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

○保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

○閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

9. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） [サービス管理責任者] 畑口由紀子（はたぐち ゆきこ）

- ・ 苦情解決第三者委員が来苑し、苦情を受け付けます。
- ・ 食堂にご意見箱を設置しています。
- ・ ご契約者本人だけでなく、ご家族もこの制度をご利用いただけます。
- ・ なお、苦情について守秘義務は遵守いたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○苦情受付窓口（岡山県）	
岡山県国民健康保険団体連合会 介護110番	(086) 223-8811 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
岡山県社会福祉協議会 （岡山県運営適正化委員会）	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内 (086) 226-9400（FAX兼用） 受付時間 9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

○苦情受付窓口（市町村）	
美咲町役場 保険年金課	(0868) 66-1115 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
津山市社会福祉事務所 高齢介護課	(0868) 32-2070 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）
保健福祉部 高齢者福祉課 （美作保健センター）	(0868) 75-3912（土日・祝日・年末年始を除く） 受付時間 8:30～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※その他、各福祉事務所・市町村役場においても苦情の受付を行っております。

10. 虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 頭士 奈生 樹（ずしなおき）
-------------	--------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ⑤ 虐待防止のための指針を整備します。
- ⑥ 従業員に対する虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ⑦ 前6項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑧ サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとします。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する通所介護サービスの提供開始に当り、甲1に
甲2
対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び
重要事項を説明しました。

(施設名) 障がい者支援施設 さやかなる苑

(説明者) 職名 サービス管理責任者

氏名 畑口 由紀子 印

(甲)

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の
説明を受け、1部受領しました。

(甲1) (利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(甲2) (利用者の家族)

住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との続柄: _____)

